

建築物石綿含有建材調査者講習の受講資格要件について

受講資格区分番号	学 歴 等	実務経験年数
1	学校教育法による大学（短期大学を除く。）において、建築に関する正規の課程またはこれに相当する課程を修めて卒業した者	卒業後の建築に関する 実務経験年数：2年以上
2	学校教育法による短期大学（修業年限が3年であるものに限り、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む。）において、建築に関する正規の課程またはこれに相当する課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した者（専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）	卒業後の建築に関する 実務経験年数：3年以上
3	「2」に該当する者を除き、学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）または高等専門学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した者	卒業後の建築に関する 実務経験年数：4年以上
4	学校教育法による高等学校または中等教育学校において、建築に関する正規の課程またはこれに相当する課程を修めて卒業した者	卒業後の建築に関する 実務経験年数：7年以上
5	「1～4」に該当しない者（学歴不問）	建築に関する 実務経験年数：11年以上
6	建築行政または環境行政（石綿の飛散の防止に関するものに限る。）に関わる者	実務経験年数：2年以上
7	特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者	石綿含有建材の調査

		に関する 実務経験年数：5年 以上
8	8-a 石綿作業主任者技能講習を修了した者（実務経験年数不問）	
9	産業安全専門官もしくは労働衛生専門官、産業安全専門官もしくは労働衛生専門官であった者	
10	労働基準監督官として従事した経験を有する者	従事経験年数：2年 以上
【海外の大学で建築学課程を卒業した方など1～10に該当しない方は事務局までお問い合わせください。】		

3) 受講要件を証明する書類について

※受講資格区分1～5、7の実務経験を証明する書類について

★事業主や一人親方が講習を受ける際の実務経験については、①事業所登録、②定款、③建設業許可、④開業届、⑤解体業の許可のうち、1つの証明書を用意してください。①～⑤までの書類を用意出来ない方は、職種欄に建設業が記載されている11年分の税金の申告書（公印が推されているもの）を用意してください。以上の実務経験を証明するものを用意できない方は、受講資格区分8の石綿作業主任者技能講習を修了していただき建築物石綿含有建材調査者を受講するようにして下さい。

★従業員の場合は実務経験について事業主証明

★学歴で受講する場合は卒業証書不可。履修科目証明書が必要になります。